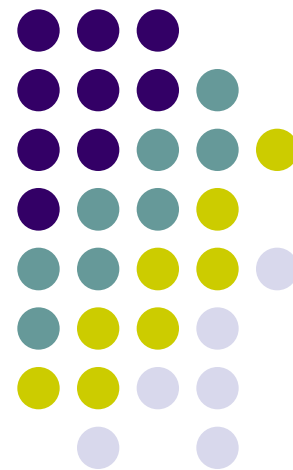


生産性の低い農家の幸福な退場

～めざせ!“本気で”もうける農業～

平成28年度政策創造員会議
ワーキンググループ1 中間報告
平成28年10月21日



1. 研究概要

グローバル化の波

TPP交渉等による市場変化
⇒ **商品市場の統合**

もうける農業

・新規事業者等が参入・事業
拡大しやすい環境の確立

→国際競争に耐え得る強くて
安定的な農業の実現を目指す

現状・背景

- ・大部分を占めている高齢・小規模な農家の存在（多くが生産性の低い農家）
- ・新規参入や事業拡大にとってのボトルネックである農地確保の困難さ

→三重県内の農業経営の効率化・活性化にとって大きな障壁となっている

取組

- ・非効率な農地及び生産性の低い農家を減らすため、農地を手放させる方策を検討する
- ・手放された農地を集約化し生産効率の高い農地を確保する

→ただし、選択と集中により農業から退場する者が幸福感を感じる方策であること

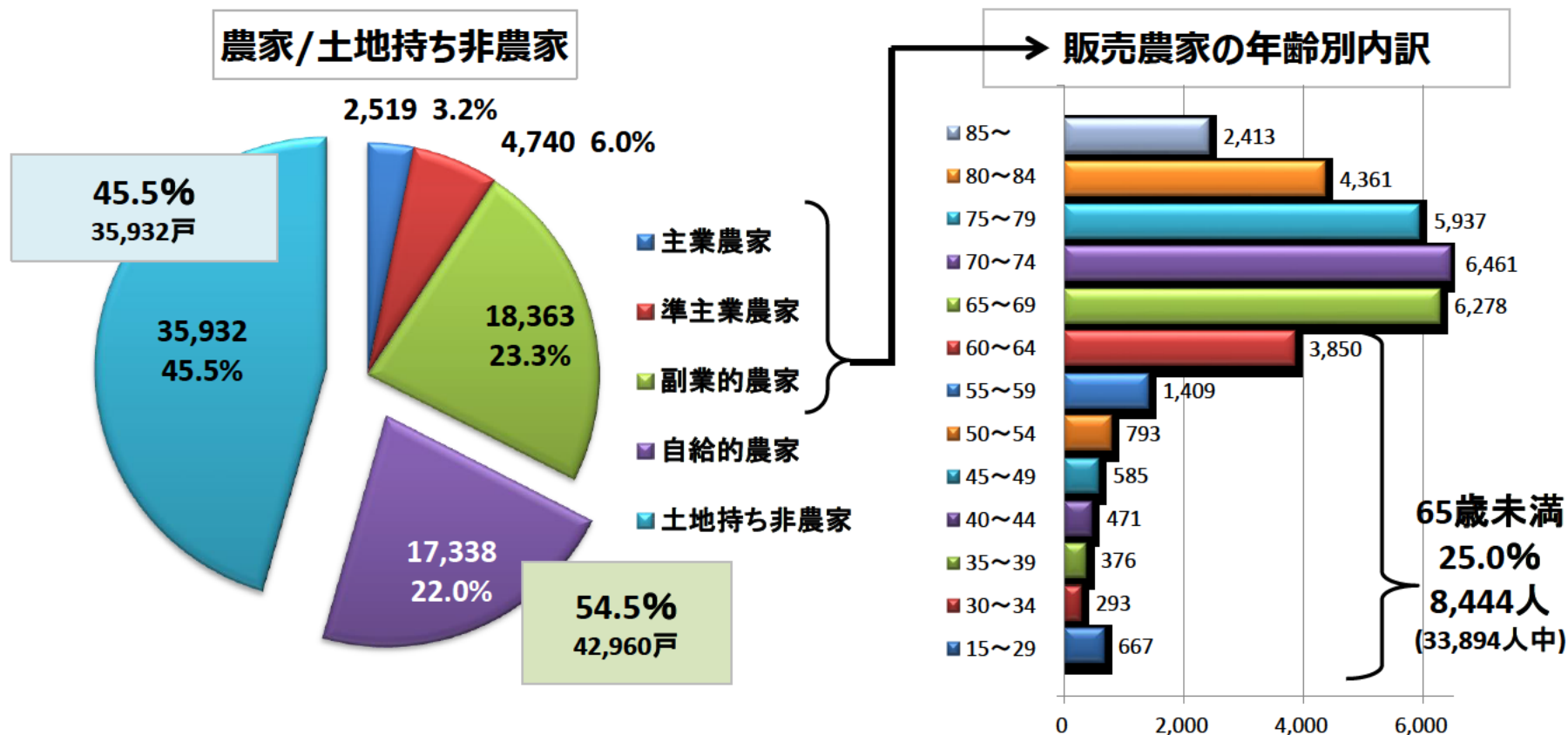
2. 農業を取り巻く現状・問題点



農家等の割合

・三重県内の農家の多くが農業を本業としておらず、農業で儲けてやろうという農家や若い農家の割合が非常に少ない。

・農地を所有する者のうち、45.5%を農家以外の者（土地持ち非農家）が占めている。 「2015年農林業センサス－三重県結果概要（概数値）－」より



2. 農業を取り巻く現状・問題点



農地確保が困難

農業に可能性を見だし、農業分野への若年層の新規参入者・民間企業等の農地所有適格法人が増えてきているが、「農地の確保」が就農開始までの大きな障壁となっている。

個人

就農時に経営資源の確保で苦勞したこと第一位・農地の確保
(69.8%)

出典：「新規就農者の就農実態に関する調査結果 -平成25年度-」
(全国農業会議所・全国新規就農相談センター)

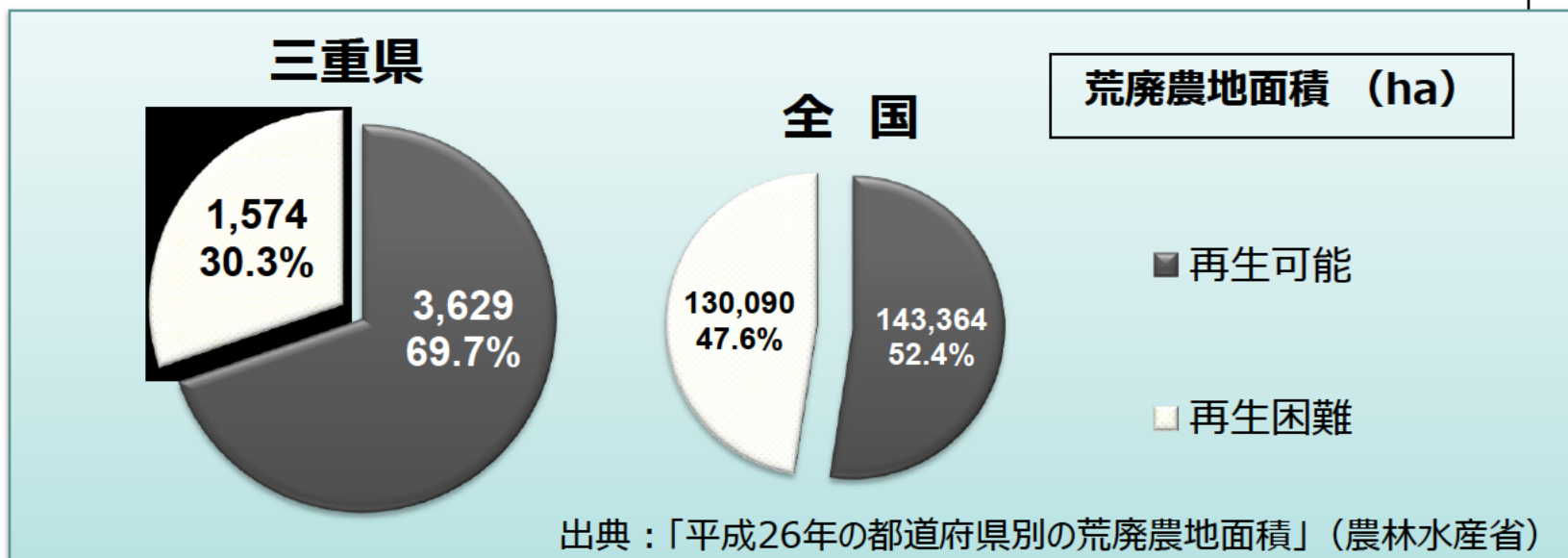
企業

農業参入までの準備期間として平均20.2ヶ月を要しており、その間、最も多く取り組んだ内容は、「農地取得・土壌改良」(44%)

出典：「平成24年度企業の農業参入に関する調査」(日本政策金融公庫)

2. 農業を取り巻く現状・問題点

荒廃農地 本県は全国的に見ても「再生利用が可能な荒廃農地」の活用が進んでおらず、効率的な農業経営の妨げとなっている。



3. 課題設定

(1) 農家のスクラップ・アンド・ビルドを行う

生産性の低い農家を減らすとともに、意欲的な農家を増やさなければならない。

(2) 農地の確保を容易にする

既存の生産性の低い農家や土地持ち非農家からの農地移転、荒廃農地の再生利用等を効率的に行える運用方法を確立しなければならない。

4. 研究目標

“本気で”もうける農業

目指すべき
施策イメージ

農地等の利活用策

- ・手放された農地の集約化、効率化を目指す
- ・農地の活用促進に繋がる新制度を検討する

非効率な農地及び生産性の低い農家等をゼロへ

- ・自主的又は強制的に農業から退場させる
- ・全ての農家等を巻き込んで動かざるを得ない制度を作る

農地を手放す農家等への対応（幸福感）

- ・手放すことにメリットを設定する
- ・手放すことのデメリットを和らげる



5. これまでの調査 ～現行制度～



遊休農地の解消、農地の有効活用に向けて制度面でも動き始めている。

【農地中間管理事業】

農地中間管理機構が出し手農家（地権者）から農地を借り受け、効率化や規模拡大を進める受け手（担い手農家等）に貸し付ける。26年度に全都道府県に設置。

【税制措置】

相続税の特例措置（納税猶予）の拡大（平成21年度）

相続人自らが農業用に供する場合のみを対象としていたが、農地中間管理事業等を活用（特定貸付）した場合も対象となった。

農地所有者への課税強化（平成29年度）

自ら耕作再開も行わないなど遊休農地を放置している場合、通常の農地の固定資産税と比較して1.8倍となる。

【農地法に基づく措置】

遊休農地の所有者等に対する意向調査（平成25年改正）

- ・農業委員会の勧告により農地中間管理機構が管理権利を取得できるよう措置する。
- ・所有者が分からない遊休農地については、公示手続で対応する。

【減反政策の廃止】

国の生産目標に従って減反している農家に、10a（1反）当たり年間1万5,000円が支給されていたが、26年度から半分の7,500円に減額し、30年度には廃止される。

6. これまでの調査～ヒアリング①～



農地集約（農地を手放す）には人の感情が大きく関わり、交錯する それぞれの思惑の中で、思うように進展していない現実がある。

地権者(貸し手)

- 「先祖代々の土地だから渡したくない」
- 「農地を誰かに任せたいが、あの人にはやってほしくない」
- 「既にあの人に任せたから、どうでもいい」
- 「やってるのは親父。どこが自分の土地か分からない」
- 「まだ売れるかもしれない」

県内農家の声
(北勢地域)

担い手(借り手)

- 「まとまった土地がない」
- 「地権者さんが農地を譲ってくれないが、辞めてとも言えないので待つ他ない」
- 「いつまでたってもこの地区では規模が拡大できない」
- 「まとまった農地にならなければ、この地域では耕作しない」

6. これまでの調査～ヒアリング②～



現場担当者の声（県・市担当者）

- 米農家は補助金分がもうけ。減反廃止で赤字になる農家も出てくる。
- そもそも担い手がない地域では、農地中間管理機構は活用できない。
- 荒廃農地を解消していくため、集落全体で耕作するよう話し合いを進めているが、1地区で早くても1年間は要する。

7. 考察 ～見つかった新たな課題～

（1）現場の行き詰まり感

これまでの施策や制度では、農地を手放す抵抗感や問題への無関心さなど、個々の事情をカバーできていないために、実際の現場では行き詰まり感が漂っている。

（2）農地所有は負担でもある

農地所有者にとって農地は財産である一方、負担でもあることから、安心して農地を手放すことができる仕組みがあれば、それが幸福感につながるのではないかと。

（3）耕作中の農地も積極的に手放してもらおう

耕作中の生産効率の低い農地まで踏み込まなければ、農地の集約は困難である。

8. 研究内容① ～生産性の低い農家の退場～



見つかった新たな課題を踏まえ、効果的かつ実現可能な方策をヒアリング、文献調査により検証中。

(1) 非効率な農地及び生産性の低い農家等ゼロの方策

プラン1：全ての農家を巻き込む

農家等が持つ、長期的な農地管理への不安（危機感）をもとに、全ての農家等を巻き込んで動かざるをえない状況を生み出す。

プラン2：自主的

転売、賃借における公的機関の仲介、税制優遇、規制緩和等によって、自主的に農地を手放すことにメリットを設定する。

プラン3：半強制的

一定以上売上のない農地の収用、さらなる課税強化等により、個々の事情を超えて半強制的に農地を手放さざるを得なくする。

8. 研究内容② ～“本気で”もうける農業～



(2) 農地等の利活用を促進するための方策

プラン1：農地集約

手放された農地を一元的に管理し、農地を整理・集約したうえで提供することで、生産効率の高い農地を取得しやすくする。

プラン2：地域性

北中勢・伊賀地域（平野部）、南勢・東紀州地域（中山間部）など三重県内の地域性を考慮した方策を検討する。

プラン3：農地以外のリソース

農業を営むうえで必要な有形・無形のリソース（農機、知識、技術、人材、人脈、販路等）をワンストップ・トータルで支援する。

9. 最終報告に向けて

- (1) 実効性、実現性の高い具体的な方策を検討する。
(全県的／県内地域別)
- (2) 農地を手放す者にとっての「幸福感」とは何かを明らかにし、
制度提案により想定される反対意見への対応を行う。